

(参考) 被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例

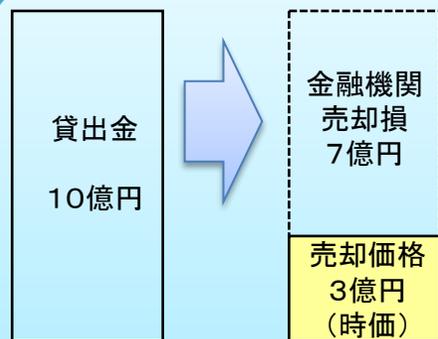
○東日本大震災によって被害を受けたことにより、過大な債務を負い、二重債務問題に直面している被災事業者の債務を産業復興機構が買い取り、一定期間後に単独で債権放棄する場合、被災事業者への債務免除益課税を回避するために、資産の評価益又は評価損の計上、期限切れ欠損金の優先適用を可能とする。

【概要】

○債権買取後に産業復興相談センターが策定支援を行った再生計画に基づき、産業復興機構が単独で債権放棄を行った場合にも、企業再生税制(資産の評価益又は評価損の計上、期限切れ欠損金の優先適用)の適用を認める。

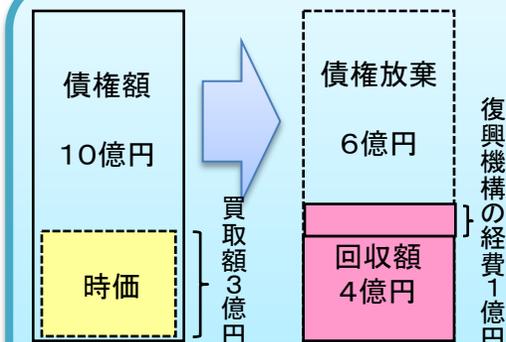
産業復興機構が債権放棄した場合の被災事業者の事業再生イメージ

金融機関



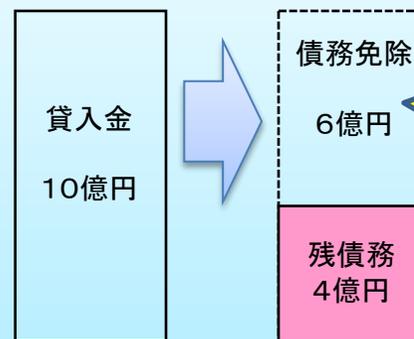
・金融機関が債権を復興機構に売却(10億円の債権を3億円で売却)

産業復興機構



・復興機構は金融機関から債権を購入(債権額は10億円)
・一定期間債権を凍結後、再生計画に基づき、6億円債権放棄を実施

被災事業者



・被災事業者は借入金10億円のうち6億円の債務免除を受ける(債務圧縮)
・6億円の債務免除益が発生

被災事業者に発生する債務免除益課税の負担を軽減するため、復興機構が単独で債権放棄を行う場合にも、
・資産評価損益の計上
・期限切れ欠損金の優先適用
により、債務免除益と相殺可能とする。